

日本薬科大学動物実験指針

第1 目的

この指針は、日本薬科大学（以下「本学」という。）における動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって科学上及び動物福祉上適切な動物実験の実施を図ることを目的とする。

第2 定義

この指針の用語は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）の定義に従うものとする。

第3 用語の解釈

この指針において、次に掲げる用語の解釈は、以下に定めるところによる。

- (1) 実験動物 動物実験等の利用に供するために、施設等で飼育し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物並びにその他の脊椎、無脊椎動物をいう。
- (2) 動物実験 実験動物及び実験動物の組織、臓器等を教育、試験研究又はその他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 施 設 実験動物の飼育もしくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (4) 実 験 者 動物実験を実施する者をいう。
- (5) 飼 育 者 実験動物の飼育管理を実施する者をいう。
- (6) 管 理 者 実験動物及び当該施設等を管理する者をいう。

第4 適用範囲

この指針は、本学において実施されるすべての動物実験に適用する。

第5 責務

学長は、本学で実施されるすべての動物実験の実施に関して最終的な責任を負う。

第6 組織

学長は、この指針の適正な運用を図るため、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験倫理委員会を置く。

第7 動物実験倫理委員会

動物実験倫理委員会は、次の事項を審議又は調査を行う。

- (1) 動物実験計画の指針等への適合に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 自己点検・評価に関すること。
- (5) 動物実験等に関する諸規程の制定、改廃に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

動物実験の実施

第8 実験計画の立案

- (1) 実験者は、実験を実施しようとするとき、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、つぎに掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書を提出するものとする。
 - ① 動物実験等の実施に当たり、できる限り実験動物を供する方法に代わる代替法を利用し実験動物を適切に利用することに考慮すること。
 - ② 動物実験等の実施に当たり、できる限り動物実験等に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - ③ 動物実験等の実施に当たり、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年6月、法律第68号)、そして、飼養保管基準を踏まえ、できる限りその時実験動物に苦痛を与えない方法によって適切に行うこと。
- (2) 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、承認又は非承認を決定し、当該動物実験責任者に通知するものとする。

第9 飼育管理等

- (1) 管理者及び実験者は、実験動物の施設及び設備の適切な維持管理を行い、良好な環境条件の設定に努めなければならない。
- (2) 管理者及び実験者は、実験動物の健康及び安全に留意し、適切な給餌、給水、ケージ交換等の飼育管理に努めなければならない。
- (3) 実験者は、決められた飼育場所（動物実験棟および研究実習棟の動物管理室）で、動物の飼育を行わなければならない。
- (4) 災害時等緊急の際には動物管理施設の入室は禁じる。動物管理施設内で実験をしている者は動物の逃避を完全に避ける処置をしたのちに速やかに動物管理施設内から退室する。

第 10 実験操作

実験者は、実験操作を行うに当たっては、実験動物に無用な苦痛を与えないように、麻酔薬の投与、保定等に留意するとともに、実験動物の状態を定期的に観察し、必要に応じて適切な処置を講じなければならない。

第 11 実験終了後の措置

- (1) 実験者は、実験を終了し、あるいは中止した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、あるいは頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。
- (2) 管理者及び実験者は、実験動物の死体等について、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

第 12 実験終了後の報告

動物実験責任者は、年度末に、動物実験等の実施状況、使用動物数、計画の変更の有無、研究成果等について学長に報告しなければならない。

第 13 安全管理

- (1) 物理的若しくは化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験を実施する場合は、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けることのないよう、十分に配慮しなければならない。また、施設の周囲の汚染防止については、特に注意を払わなければならない。
- (2) 実験者は、発癌性試験、変異原性試験等に用いられる危険な物質及び人と動物共通の感染症、その他安全性が確認されていない物質又は環境有害物質を用いる動物実験については、他の動物及び環境の汚染を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

第 14 教育訓練の実施

委員会の協力のもと、実験者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練を実施しなければならない。

自己点検・情報公開等

第 15 自己点検・評価等

学長は、本学の動物実験等の実施に関して、自己点検・評価及び検証を行う。また、本学の動物実験等に関する情報について、適切な方法により公表しなければならない。

第 16 動物供養祭

実験者等は貴重な生命を動物実験にささげてくれた実験動物の靈を敬い感謝するために毎年 1 回動物供養祭を行う。

第 17 他の機関で定められた指針等との関係

動物実験責任者が所属する学会等他の機関が、動物実験に関わる指針を定めている場合には、それを熟知するとともに遵守すること。もし、その指針等の内容と本指針の内容に矛盾が生じた場合、動物実験倫理委員会の判断を求めるものとする。

第 18 指針の変更等

この指針の変更等については、委員会の議を経て、学長が行なう。

第 19 情報公開

動物実験に関する情報は、本学のホームページにて公開する。

附　　則

この指針は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。